

平成 28 年 1 月 25 日

給 与 支 払 者 様

和 歌 山 県
有 田 川 町

個人住民税の特別徴収義務に関するお知らせ

日頃は、税務行政の推進に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、所得税の源泉徴収義務者である給与支払者には、法令により、従業員の個人住民税についても給与から天引きし、従業員が在住する各市町村へ納入する（これを「特別徴収」と言います。）義務が課されています。

そこで、和歌山県内のすべての市町村と県では、すべての事業者の方にこの特別徴収を行っていただくための取組を推進しています。

このたび、有田川町では、原則として、所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者を対象に、平成 30 年度から特別徴収義務者として指定させていただきますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、以下の a～d に該当する給与所得者（従業員）は特別徴収の対象となりませんので、該当する方がおられる場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に a～d の記載をお願いいたします。

また、既に特別徴収義務者として特別徴収を実施されている場合でも、以下の a～d の要件に該当しない給与所得者（従業員）がおられる場合は、特別徴収で納付していただくこととなりますので、御了承ください。

【普通徴収で納付いただける方】

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の 5 月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄該当者）

特別徴収の推進の取組や特別徴収に係る事務手続きなどで、ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

和歌山県有田郡有田川町下津野 2018-4

有田川町役場 税務課 町民税班

電話：0737-52-2111(代) (内線 133・134)

和歌山県と県内すべての市町村は、 平成30年度から 個人住民税の特別徴収を徹底します。

- 特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指定させていただきます。
- 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収していただきます。
- 「普通徴収切替理由書兼仕切紙」の提出がない事業主の方は、今後、指定予告通知等を送付させていただきます。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者。

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、
給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）

普通徴収該当者がおられる場合・・・

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。

※要件に該当する場合は、申し出により普通徴収を当面認めますので、給与支払報告書と併せて「普通徴収切替理由書」により、届け出てください。

普通徴収切替理由書(兼 仕切紙) 平成 年 月 日

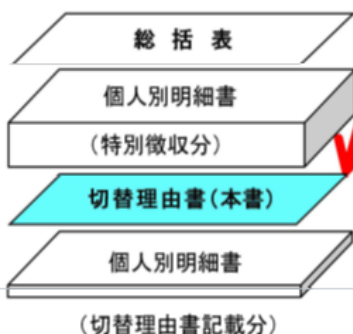
市町村長 宛て

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り換える給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)	人
普通徴収合計人数		人

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

控除対象配偶者の有無等	配偶者の別	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額
○	○	○	○	○
<p>該当する略号を必ず記入してください。</p> <p>□ 平成27年3月31日退職予定</p>				

乙欄摘要又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。